

平成22年度入試法律専門科目試験 出題の意図

公法 出題の意図

【問題1】

提示されている文章は、憲法上、伝統的に保障されてきた国会議員の免責特権と憲法上の権利として確立されつつある国民の名誉やプライバシーの権利との関係をめぐって、両者の調整をどのように考えるべきかという問題に関するはじめての最高裁判決（最小三判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁）からの抜粋である。

(1) 国会議員の免責特権が憲法上の保障を受けるに至った歴史的背景を問うものである。権力分立制の確立を背景として、国王や議会多数派の干渉を排除し、議会における少数派の議員の発言権を保障とする意図のもとに形成されてきたものであることが理解されているかを問うのが出題の意図である。

(2) (1)でも見たように、国会議員の免責特権は、権力分立制を背景として国王や議会の多数派の干渉から議会の少数派の発言権を保護しようとする意図のもとに形成発展してきたものである。今日では、この免責特権が一般国民との関係で問題になることが多くなっている。つまり、一般国民の名誉やプライバシーを侵害するような国会議員の発言について、当該国会議員や国の民事上・刑事上の責任が問われるか否かをめぐって、学説上どのような議論がなされているかを問うのが出題の意図である。

(3) 上記の学説上の議論につき、解答者の見解を問うのが出題の意図である。

【問題2】

平成16年法律84号による改正行政事件訴訟法の適用につき、正確な知識を問うものである。旧法と対比し、訴訟類型、被告適格に的を絞って問うものである。法学未修者であっても、法科大学院で2単位の行政法を学べば解答できるレベルの問題である。

私法 出題の意図

問題1

①取得時効における自主占有要件該当性の判断基準、②自己のものに対する時効取得の可否、③時効完成後の第三取得者と時効援用者との関係、④背信的悪意者排除論と背信的悪意の評価という、いずれも基本的な知識ないし論点について、適切に事案にあてはめながら論述することができるか否かを問うものである。これにより、重要な判例理論を含む民法の基本的知識の有無と、事案へのあてはめに関する基礎的技能の習得度を測ることを意図する。なお、上記④については、最三判平18. 1. 17の知識を問うものではないから、時効援用者による長期占有の事実を第三取得者が認識していることが背信的悪意の最低限の評価根拠事実であることにまで言及する必要はないが、この事実を含めて、背信的悪意の評価根拠事実を具体的に摘示することは求められる。

問題 2

本問は、株式買占めの対抗措置としての第三者割当て増資が、会社法 210 条の差止め事由に該当するものであるか否かを問うものである。本問における Y 社の新株発行の払込金額が会社法 199 条 3 項の「特に有利な金額」に該当するか否か、および Y 社の新株発行が著しく不公正な方法によるものであるか否かが論点となる。その論述により、会社法上の重要問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力が試されることになる。

刑法 出題の意図

問題 1

具体的な事例の中から、犯罪の成立するための論点を摘出し、自己の立場とその立場をとる理由を述べ、罪数関係の処理を見る問題である。どの学説を問うかは問題ではなく、刑法の理解と論理的な思考力を見ることを目的としている。

この問題は、前段と後段で分かれ、前段では、傷害罪と被害者の承諾、共謀共同正犯の成否、詐欺罪の成否と共犯の範囲、牽連犯の成否である。後段は、殺人の実行行為をどう見るか、共謀共同正犯ないし実行共同正犯の成否、中止犯の成否を見る問題である。いずれも基本的な論点であるが、事例における刑法理論の適応力、分析力、論理的思考力、表現力などを見る問題である。

問題 2

窃盗罪（刑法 235 条）の既遂の成立時期を問うものである。